

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 3 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

自然災害に係る印紙税の非課税措置について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年度の税制改正におきまして、租税特別措置法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、適用となる該当区域が追加されたとの情報提供がありました。

※7月28日付で周知させて頂いた追加区域とは別の区域となりますのでご留意願います。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・別添 1 租特法（災害特例）周知文（建設業）

(担当) 事業部 山長 (ヤマナガ)
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp